

随意契約及び比較見積を省略する理由書

案件名：一級河川 神崎川 神崎川出張所監視制御設備補修工事

本工事は、監視制御設備の一部である無停電電源装置のバッテリーの撤去・据付・試験調整を行うものである。

神崎川出張所の監視制御設備は、製作会社独自の技術や設計で製作されており、本工事を行うためには、当該設備の詳細設計図面・設計資料に関する専門知識を有し、機能、構造に精通していることが求められる。また、製作会社以外の者に実施させた場合、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる。

以上のことから、当該システムの設計・製作・据付を実施した三菱電機株式会社から保守点検・補修工事等メンテナンス部門を受け継いだ西菱電機株式会社大阪支社以外にその能力を有するものがないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものとする。

なお、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略するものとする。